

関 係 法 令 等

1 食料・農業・農村政策審議会農業共済部会関連

(1) 食料・農業・農村基本法（抄）	1
(2) 食料・農業・農村政策審議会令	3
(3) 食料・農業・農村政策審議会議事規則	7
(4) 食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について	9
(5) 食料・農業・農村政策審議会農業共済部会運営内規	11

2 農作物共済、園芸施設共済及び家畜共済関連

(1) 農業災害補償法（抄）	13
(2) 農業災害補償法施行規則（抄）	15

3 薬事関連

薬事法（抄）	17
--------	----

4 その他

(1) 農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成5年度の再保険金 の支払財源の不足に対処するための特別措置法に関する法律	19
(2) 農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成5年度の再保険金 の支払財源の不足に対処するための特別措置法に関する法律施行令	21

○ 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)(抄)

第一条〜第三十条 (略)

(農業災害による損失の補てん)

第三十一条 国は、災害によつて農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。

第三十二条〜第三十八条 (略)

(設置)

第三十九条 農林水産省に、食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第四十条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第百九号)、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)、飼料需給安定法(昭和二十七年法律第百五十六号)、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)、果樹農

業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第四十一条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する。

（資料の提出等の要求）

第四十二条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（委任規定）

第四十三条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年六月七日政令第二百八十九号）

（所掌事務）

第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十条第五項第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百十二号）第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員及び専門委員の任命）

第三条 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議會は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議會は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議會の議決とすることができる。

(幹事)

第七条 審議會に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 幹事は、審議會の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第八条 審議會は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、會議を開き、議決することができない。

2 審議會の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で會議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議會の庶務は、農林水産省大臣官房政策課において厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課及び国土交通省都市・地域整備局地方振興課の協力を得て処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議會の運営に関し必要な事項は、会長が審議會に諮って定める。

附 則 (略)

○食料・農業・農村政策審議会議事規則

平成十九年七月十二日
食料・農業・農村政策審議会決定

(総則)

第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）の運営については、食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）及び食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第百八十九号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第二条 会議は、会長が招集する。

(議事)

第三条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

3 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

(議事録)

第四条 議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとすることができる。

(臨時委員)

第五条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(専門委員)

第六条 専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(意見の陳述)

第七条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

(部会)

第八条 第二条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第九条 部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員によつて構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

(委任規定)

第十条 この規定に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

第一条 この議事規則は、平成十九年七月十二日から施行する。

(食料・農業・農村政策審議会議事規則の廃止)

第二条 食料・農業・農村政策審議会議事規則(平成十三年三月二十一日食料・農業・農村政策審議会決定)は廃止する。

食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について

平成19年7月12日
食料・農業・農村政策審議会決定
平成20年3月7日改正
平成20年5月15日改正
平成20年7月25日改正
平成21年1月27日改正

第1条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
企画部会	食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
食品産業部会	卸売市場法（昭和46年法律第35号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
食糧部会	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
家畜衛生部会	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
果樹部会	果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
甘味資源部会	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
畜産部会	家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）、飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

農業共済部 会	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）の施行に関する重要事項であつて、次に掲げるもの。 1 農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済掛金標準率等の算定方式に関する事項を調査審議すること。 2 家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項を調査審議すること。
農業農村振 興整備部会	1 土地改良法（昭和24年法律第195号）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であつて、次に掲げるもの。 ア 国際かんがい排水委員会に関する事項を調査審議すること。 イ かんがい排水の改良発達に関する重要事項を調査審議すること。

第2条 部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、部会の議決に関し他の部会との調整を要するとき又は部会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。

2 会長は、部会の議決が前項ただし書の場合に該当すると認めるときは、その旨を当該部会長に通知するものとする。

3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する部会長の意見を聴かなければならない。

第3条 部会の庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理する。

部 会	課
企画部会	大臣官房政策課
食品産業部会	総合食料局総務課
食糧部会	総合食料局食糧部計画課
家畜衛生部会	消費・安全局動物衛生課
果樹部会	生産局生産流通振興課
甘味資源部会	生産局生産流通振興課
畜産部会	生産局畜産部畜産企画課
農業共済部会	経営局保険課
農業農村振興整備部会	農村振興局整備部設計課

附 則（平成20年3月7日決定）

食糧部会は、審議会では別に定めるまでの間、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第4条第3項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することができる。

○ 食料・農業・農村政策審議会農業共済部会運営内規

平成十九年十月三十日

食料・農業・農村政策審議会農業共済部会決定

第一条 食料・農業・農村政策審議会農業共済部会（以下「部会」という。）の運営については、食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）、食料・農業・農村政策審議会議事規則（平成十九年七月十二日食料・農業・農村政策審議会決定。以下「議事規則」という。）及び食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について（平成十九年七月十二日食料・農業・農村政策審議会決定）に規定するもののほか、この内規の定めるところによる。

第二条 議事規則第九条の規定により、部会に家畜共済小委員会（以下「小委員会」という。）を置き、次に掲げる事項を調査審議させる。

一 家畜共済に係る診療点数に関する事項

二 家畜共済に係る葉価基準に関する事項

第三条 小委員会の会議は、部会長が招集する。

第四条 第二条各号に掲げる事項の調査審議は、それぞれの事項ごとに部会長が指名する専門委員が行う。

第五条 小委員会に座長を置き、部会長が専門委員のうちからあらかじめ指名した者をもって充てる。

2 座長は、小委員会の会議の議長となり、議事を運営する。

3 座長は、小委員会の会議における審議の経過を部会の会議に報告する。

第六条 小委員会の庶務は、農林水産省経営局保険監理官において処理する。

第七条 この内規に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

○農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)(抄)

(農作物共済の共済掛金率)

第七條 農作物共済の共済掛金率は、農作物共済の共済目的の種類等ごと、農作物共済の共済事故等による種別(第八十五條第四項(第八十五條の七において準用する場合を含む。))の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない農作物共済とその他の農作物共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により農林水産大臣が定める別をいう。以下同じ。こと及び組合等の区域(農業共済組合にあつてはその区域、共済事業を行う市町村にあつてはその共済事業の実施区域をいう。以下同じ。こと)に農作物基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める。ただし、農業共済組合の合併、農業共済組合からの第八十五條の二第一項の申出に係る市町村の共済事業の開始(二以上の農業共済組合からの申出による場合又は共済事業を行う市町村が、従前の実施区域のほか、農業共済組合からの申出により新たな実施区域につき共済事業を開始する場合に限る。又は共済事業を行う二以上の市町村に係る廃置分合(以下「農業共済組合の合併等」という。))があつた場合については、当該農業共済組合の合併等が行われた後最初に第五項の規定により農作物通常共済掛金標準率及び農作物異常共済掛金標準率が一般に改定されるまでの間は、当該農業共済組合の合併等の前の組合等の区域ごとに、それぞれ当該組合等が共済規程等で定めていた共済掛金率とすることができ。

2 前項の農作物基準共済掛金率は、組合等の区域内における農作物共済の共済目的の種類等ごと、共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該組合等の農作物共済掛金標準率に一致するように、農林水産大臣が農作物共済の共済目的の種類等ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに定める。

3 前項の農作物共済掛金標準率は、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、次の率を合計したものとす。

一 農林水産省令で定める一定年間における各年の被害率(以下本条において単に被害率という。))のうち、農林水産大臣が定める通常標準被害率(以下農作物通常標準被害率という。))を超えないものにあつてはその被害率を、農作物通常標準被害率を超えるものにあつては農作物通常標準被害率を基礎として農林水産大臣が定める率(以下農作物通常共済掛金標準率という。))

二 組合等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が農作物異常共済掛金標準率の算定基礎率(共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び都道府県の区域ごとに、農林水産省令で定める一定年間における当該都道府県の区域内にある組合等の区域ごとの各年の被害率のうち農作物通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を当該組合等の区域ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとして算術平均して得た率(以下異常部分被害率という。))を基礎として農林水産大臣が定める率をいう。))に一致し、かつ、その相互の比が各組合等の危険の程度を表示する指数の比に一致するように農林水産大臣が定める率(以下農作物異常共済掛金標準率という。))

4 組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の農作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定めるものとし、その農作物危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各農作物危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域に係る同項の農作物基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

5 農作物通常共済掛金標準率及び農作物異常共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

(園芸施設共済の共済掛金率)

第二百二十条の二十三 園芸施設共済の共済掛金率は、農林水産省令で定める特定園芸施設の区分(以下「施設区分」という。)ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別(施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により農林水産大臣が定める別をいう。以下同じ。)ごとに、園芸施設基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める。

2 前項の園芸施設基準共済掛金率は、施設区分ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別ごとに、農林水産省令で定める一定年間における地域別の被害率を基礎として、農林水産大臣が当該地域別に定める。

3 組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別ごと及び前項の規定により農林水産大臣が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の園芸施設危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内で共済規程等で定めるものとし、その園芸施設危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各園芸施設危険段階基準共済掛金率の算術平均が第一項の園芸施設基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

4 第一項の園芸施設基準共済掛金率は、三年ごとに一般に改定する。

※参照条文

農業災害補償法施行規則

第二十八条 法第七十条第三項第一号又は第二号の規定による一定年間は、これを過去二十年間とする。ただし、特別の事由によりこれにより難いときは、この限りでない。

第三十三条の二十五 第二十八条の規定は、法第二百二十条の二十三第二項の農林水産省令で定める一定年間について準用する。

○農業災害補償法施行規則(昭和二十二年農林省令第九十五号)(抄)

第三十三条 法第百十六条第二項の損害の額は、診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用(初診料を除く。)の内容に応じて農林水産大臣の定める点数によつて共済事故ごとに計算される総点数を農林水産大臣が定める一点の価額に乗じて得られる金額による。

② 前項の損害の額は、当該診療その他の行為によつて組合員等が負担した費用(初診料を除く。)を限度とする。

第三十四条の三 法第百二十五条第一項第三号口の疾病又は傷害による損害で診療技術料等以外のものに依つて算定される金額は、診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用(初診料を除く。)のうち診療技術料等以外のものの内容に応じて農林水産大臣が定める点数によつて共済事故ごとに計算される総点数を農林水産大臣が定める一点の価額に乗じて得られる金額とする。

② 前項の金額は、組合等が支払うべき共済金の額を限度とする。

※参照条文

農業災害補償法

第百十六条 家畜共済に係る共済金は、次の金額とする。ただし、包括共済關係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごと、組合員等ごと及び共済掛金期間ごとに、個別共済關係に係るものにあつては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、共済金額に応じ及び前条第二項の地域別その他農林水産省令で定める区分により農林水産大臣が定める金額を限度とする。

一 死亡又は廢用により支払うものにあつては、当該共済事故に係る家畜の価額により、農林水産省令の定めるところにより、共済規程等で定める方法によつて算定された損害の額に共済金額の共済価額に対する割合(その割合が百分の八十を超えるときは、百分の八十)を乗じて得た額

二 疾病又は傷害により支払うものにあつては、当該共済事故によつて組合員等が被る損害(当該共済事故に係る診療に要する費用のうち、前条第一項第一号又は第三号の農林水産省令で定めるものに該当するものを除く。)の額に相当する金額

② 前項第二号の損害の額は、農林水産省令の定めるところにより、共済規程等で定める方法によつてこれを算定する。

③・④ (略)

第百二十五条 農業共済組合連合会の支払うべき保険金は、次の金額とする。

一・二 (略)

三 家畜共済に係るものにあつては、イ又はロの金額

イ 家畜異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金の百分の八十に相当する金額、家畜異常事故により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金に相当する金額

ロ 死亡又は廃用(これらのうち家畜異常事故に該当するものを除く。)により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金の百分の八十に相当する金額、疾病(家畜異常事故に該当するものを除く。第三項において同じ。)又は傷害により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金のうち農林水産省令で定めるところにより当該共済事故による損害で診療技術料等以外のものに依りて算定される金額の百分の八十に相当する金額、家畜異常事故により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金に相当する金額

三の二五 (略)

②④ (略)

○藥事法(昭和三十五年法律第四百十五号)(抄)

(製造業の許可)

第十二条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造をしてはならない。

2 前項の許可は、厚生労働大臣が製造所ごとに与える。

3 第一項の許可は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(製造品目の変更等の許可)

第十八条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者は、当該製造所において製造する品目を変更し、又は追加しようとするときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可については、第十三条から第十三条の三までの規定を準用する。

(輸入販売業の許可)

第二十二条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の輸入販売業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の輸入をしてはならない。

2 前項の許可は、厚生労働大臣が営業所ごとに与える。

3 第一項の許可は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(準用)

第二十三条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の輸入販売業については、第十三条から第十九条まで、第二十条第一項及び第二項、第二十一条並びに第六十八条の二の規定を準用する。この場合において、第十三条第一項中「厚生労働大臣の承認を受けていないときは」とあるのは「厚生労働大臣の承認を受けていないとき(外国においてその物を製造する者がその物につき第十九条の二の規定による厚生労働大臣の承認を受けているときを除く。)」は」と、同条第二項中「与えないことができる」とあるのは「与えないことができる。当該輸入しようとする物を外国において製造する者(その者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が第十九条の二第二項の規定に該当する者であるときも、同様とする」と、第十三条の三第一項本文中「その者がその物につき次条(第二十三条)において準用する場合を含む。次項において同じ。」の規定による厚生労働大臣の承認を受けていないとき」とあるのは「その者及び外国においてその物を製造する者がその物につき次条(第二十三条)において準用する場合を含む。及び第十九条の二の規定による厚生労働大臣の承認を受けていないとき」と、同項ただし書中「その者が」とあるのは「その者又は外国においてその物を製造する者が」と、同条第二項中「次条」とあるのは「次条(第二十三条)において準用する場合を含む。又は第十九条の二」と読み替えるものとする。

(廃棄等)

第七十条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具を業務上取り扱う者に対して、第四十三条第一項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医薬品、同項の規定に違反して販売され、若しくは授与された医薬品、同条第二項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医療用具、同項の規定に違反して販売され、賃貸され、若しくは授与された医療用具、第四十四条第三項、第五十五条(第六十条、第六十二条、第六十四条及び第六十八条の五において準用する場合を含む。)、第五十六条(第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。)、第五十七条第二項(第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。)、第六十五条若しくは第六十八条の六に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具、第七十四条の二第一項(第七十五条の二第二項において準用する場合を含む。)(の規定により製造又は輸入の承認を取り消された医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具又は不良な原料若しくは材料について、廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないとき、又は緊急の必要があるときは、当該職員に、同項に規定する物を廃棄させ、若しくは回収させ、又はその他の必要な処分をさせることができる。

3 当該職員が前項の規定による処分をする場合には、第六十九条第四項の規定を準用する。

○農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律

(平成五年法律第九十五号)

(趣旨)

第一条 この法律は、平成五年度において低温等による水稻等の被害が甚大であつたことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するため必要な特別措置について定めるものとする。

(借入金)

第二条 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金(以下「平成五年度再保険金」という。)の支払財源の不足に充てるため農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号。以下「法」という。)第八条の規定により平成五年度において借り入れた借入金(以下「平成五年度借入金」という。)に係る債務を弁済するため必要があるときは、同特別会計の農業勘定の負担において借入金をすることができ。

(一般会計からの繰入れ)

第三条 政府は、次の各号に掲げる借入金及び一時借入金の利子の財源に充てるため、これらの利子に相当する金額を、一般会計から農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰り入れるものとする。

一 平成五年度借入金及び前条の規定による借入金

二 平成五年度再保険金の支払及び前号の借入金に係る債務の弁済に起因する法第九条第二項の規定による一時借入金

2 政府は、前項に定めるもののほか、農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険事業の適正な運営を確保するため必要があるときは、平成五年度借入金又は前条の規定による借入金の償還金の財源に充てるため、予算で定めるところにより、一般会計から同特別会計の農業勘定に繰り入れることができる。

(食糧管理特別会計からの繰入れ)

第四条 政府は、平成五年産の米穀の減収に対処するため輸入される米穀の平成五年十一月一日から平成六年十月三十一日までの間における売買により食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定に生ずる利益として政令で定めるところにより算定した金額に相当する金額を、平成五年度借入金又は第二条の規定による借入金の償還金の財源に充てるため、同特別会計の輸入食糧管理勘定から農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による繰入金は、食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定の歳出とし、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入とする。

(剰余金の処理)

第五条 政府は、第三条第二項及び前条の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、法第六条第二項の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、同項の規定に

かわらず、第三条第二項及び前条の規定による繰入金の合計額から平成五年度再保険金のうち著しく異常な災害に係る部分に相当する再保険金の額として過去の被害率の平均及び分布状況を勘案して算定した政令で定める金額を控除した金額に相当する金額に達するまでの金額を、政令で定めるところにより、一般会計又は食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定に繰り入れなければならない。

2 前項の規定による食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定への繰入金は、同勘定の歳入とする。

(農業勘定における積立金の歳入への繰入れ)

第六条 政府は、平成五年度再保険金の支払財源の不足に充てるため、農業共済再保険特別会計の農業勘定における法第六条第二項の規定による積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律
施行令（平成六年政令第二十三号）

内閣は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律（平成五年法律第九十五号）第四条第一項及び第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（輸入米穀に係る利益の算定方法）

第一条 農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の政令で定めるところにより算定した金額は、平成五年産の米穀の減収に対処するため輸入される米穀（以下この条において「輸入米穀」という。）の平成五年十一月一日から平成六年十月三十一日までの間における売買（以下この条において「売買」という。）により生ずる売買利益額から第一号に掲げる額を控除した額に、第二号に掲げる額を加算して得た金額とする。

- 一 輸入米穀の売買に伴い食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定において負担すべき次に掲げる経費に相当する額
- イ 運搬費、保管料、保存手入費その他附属諸費
- ロ 同特別会計の業務勘定において支出する人件費、事務費その他の業務費
- ハ 同特別会計の調整勘定において支出する証券、借入金及び一時借入金の利子その他附属諸費
- 二 輸入米穀の売買に伴い食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定に受け入れるべき附属雑収入に相当する額

（著しく異常な災害に係る部分に相当する再保険金の額）

第二条 法第五条第一項の政令で定める金額は、千三百八十五億三千五百五十七万四千円とする。

（一般会計又は食糧管理特別会計への繰入方法）

第三条 法第五条の規定による農業共済再保険特別会計の農業勘定から一般会計又は食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定への繰入額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 法第四条第一項の規定による繰入金の額が前条で定める金額を超えない場合 法第三条第二項及び第四条第一項の規定による繰入金の合計額から前条で定める金額を控除した金額に達するまでの金額を一般会計に繰入れ
- 二 法第四条第一項の規定による繰入金の額が前条で定める金額を超える場合 法第三条第二項の規定による繰入金の額に相当する金額（以下「一般会計要繰戻額」という。）と法第四条第一項の規定による繰入金の額から前条で定める金額を控除した金額に相当する金額（以下「食糧管理特別会計要繰戻額」という。）との比率に応じて、一般会計要繰戻額に達するまでの金額を一般会計に、食糧管理特別会計要繰戻額に達するまでの金額を食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定に、それぞれ繰入れ

附 則

この政令は、公布の日から施行する。